環境アセスメントについて

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

本日の内容

１　環境アセスメントとは
２　環境アセスメントの歴史
３　環境影響評価法に基づく制度の概要
４　滋賀県環境影響評価条例に基づく制度の概要
５　滋賀県における環境アセスメントの手続状況
６　参考

トピックス　環境影響評価法の改正

１．環境アセスメント（環境アセス）とは

環境影響評価支援ネットワークHP「用語集」より抜粋

【環境アセスメント：Environmental Impact Assessment 】

大規模な事業や計画、政策などの人間行為が環境に及ぼす影響をあらかじめ回避・低減するための、事業者による自主的環境配慮を促すための制度。事業者の環境配慮に関するアカウンタビリティを果たすための手続であり、日本語では環境影響評価ともいう。わが国では主として事業アセスメントに使われてきた。

＊事業アセスメント：事業実施段階でのアセスメント

環境影響評価支援ネットワークHP「用語集」より抜粋

【環境影響評価】

環境アセスメントともいうが、これよりも狭い概念。

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避･低減するための情報公開にもとづく手続き。このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。

これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避･低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの。」と規定されている。

環境影響評価条例より抜粋

第２条　この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）ならびに工作物の新設および増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地または工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測および評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

環境影響評価法より抜粋

第２条　　この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

事業計画に対する環境アセスの役割

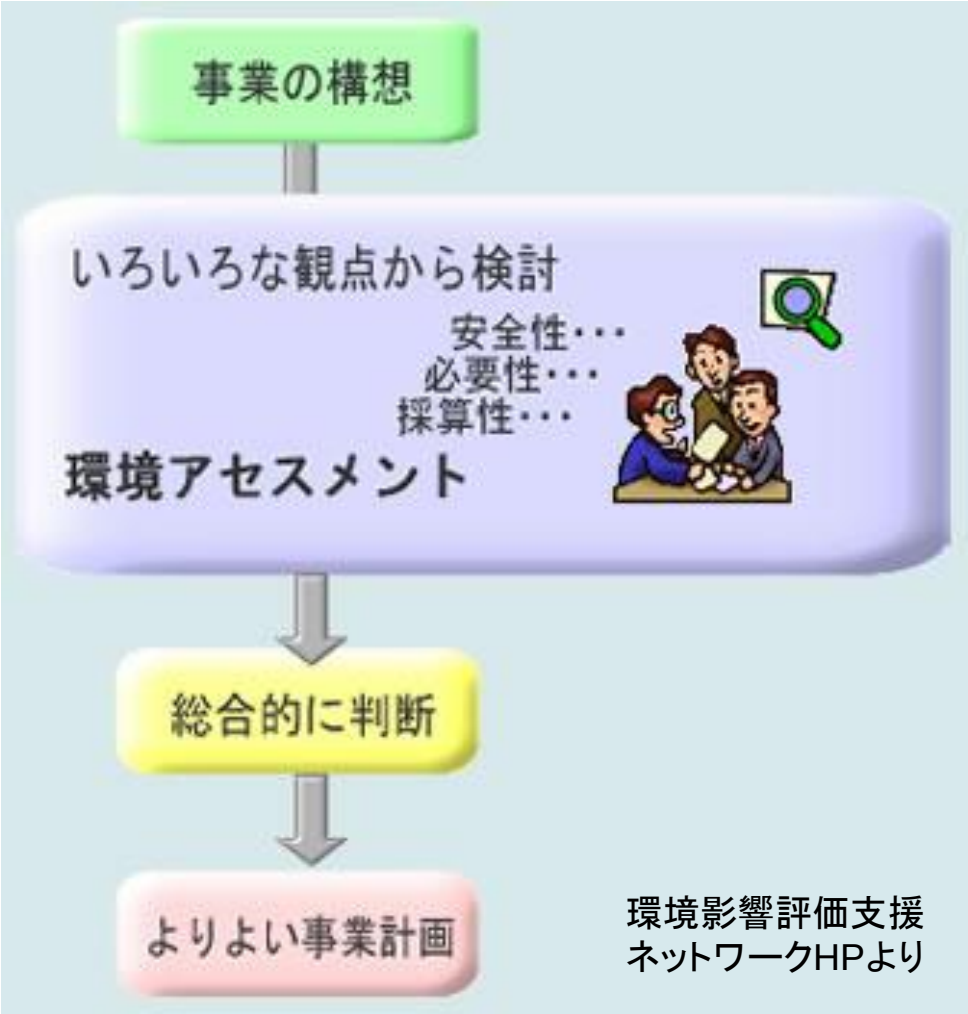

環境影響評価支援ネットワークHPより

〇制度の持つ機能

①より良い環境のための望ましい政策の選択

②選択の正当性の説明

③社会的合意の形成への努力

2. 環境アセスの歴史

1969	(S44)		アメリカ「国家環境政策法(NEPA)」制定	世界初の環境アセス制度
1972	(S47)	国	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業に限り、アセス制度を導入
1980	(S55)	県	滋賀県公害対策審議会答申	環境影響評価の制度化についての答申
1981	(S56)	国	旧「環境影響評価法案」国会提出	
		県	「滋賀県環境影響評価に関する要綱」制定・施行	滋賀県における環境アセスの導入
1983	(S58)	国	同法案廃案	
1984	(S59)	国	「環境影響評価の実施について」閣議決定	法律ではなく、 行政指導（閣議アセス）による制度化
1993	(H5)	国	「環境基本法」制定	環境アセスを法的に位置づけ
1997	(H9)	国	「環境影響評価法」制定	環境アセスの法制化
1998	(H10)	県	「滋賀県環境影響評価条例」制定	滋賀県における環境アセスの条例化
1999	(H11)	国	「環境影響評価法」施行	本格施行日　平成11年６月12日 （同日施行）
		県	「滋賀県環境影響評価条例」施行	
2011	(H23)	県	改正「環境影響評価法」公布	（後述）

３．環境影響評価法（アセス法）の制度の概要

【制度の基本的考え方】

①対象事業

○大規模な土地の形状の変更および工作物の新設・増改築
（一定の規模要件以上のもの）

○国が実施し、または許認可等を行う事業
・道路、河川（ダム、堰、放水路等）、鉄道、飛行場、
発電所、廃棄物最終処分場、埋立・干拓、
土地区画整理事業など各種面的整備事業

○2種類の区分
・第一種事業（必ず環境アセスを行う事業）
・第二種事業（アセスを行うか否かを個別に判断）

アセス法の対象事業

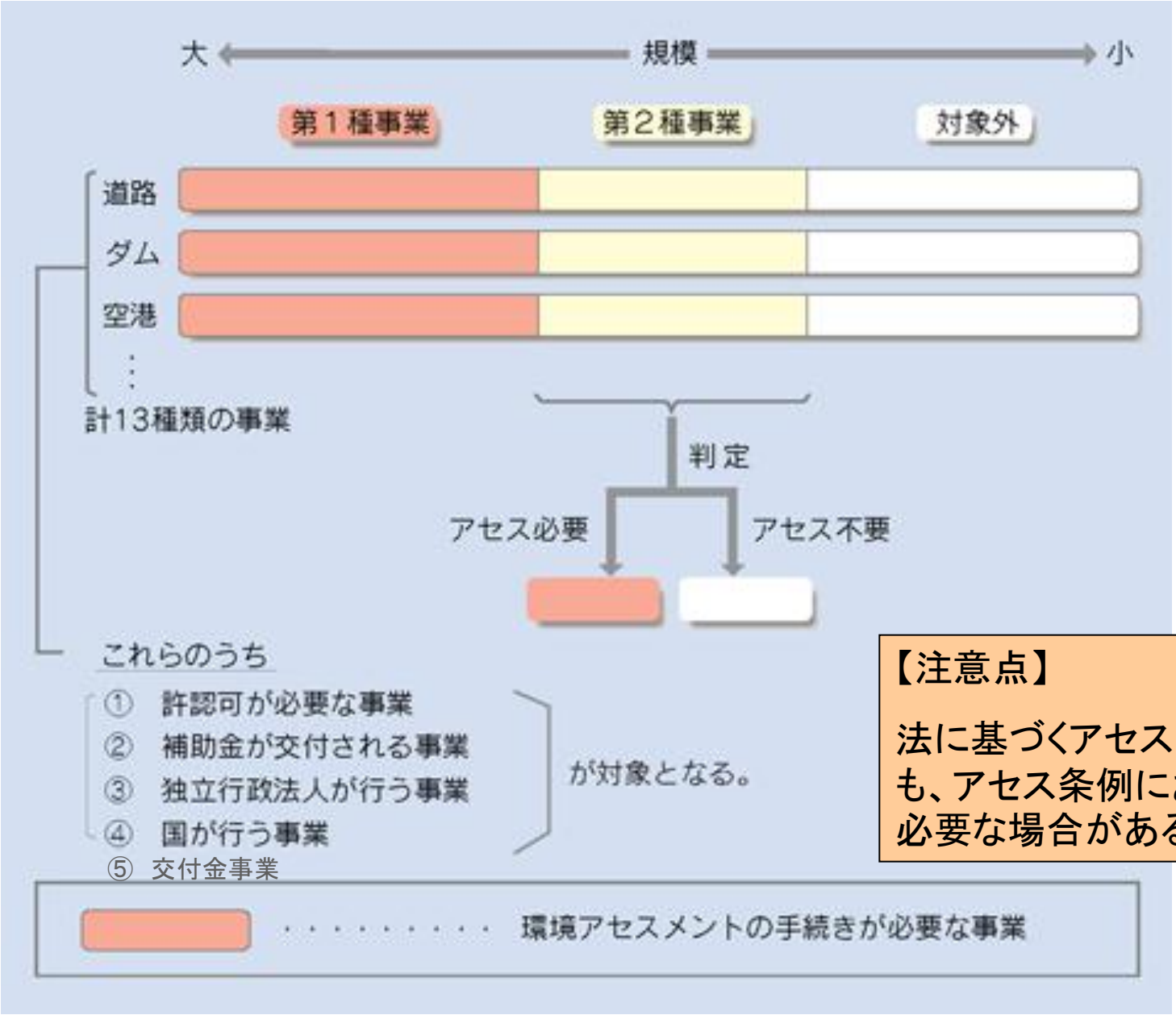

【注意点】

法に基づくアセスが不要であっても、アセス条例においてアセスが必要な場合がある。

環境影響評価支援ネットワークHPより

対象事業の種類と規模

	第１種事業 （必ず環境アセスメントを行う事業）	第２種事業 （環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業）
1　道路		
高速自動車国道	すべて	
首都高速道路など	4車線以上のもの	
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
山のみち地域づくり交付金により整備される林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2　河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3　鉄道		
新幹線鉄道	すべて	
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4　飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875m～2500m
5　発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所　風力発電所	出力1万kW以上	出力7500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	
6　廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7　埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8　土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9　新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10　工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11　新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12　流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13　宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha

○港湾計画（*2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上

←廃棄物処理施設は、最終処分場のみ

環境影響評価支援ネットワークHPより

【制度の基本的考え方（続き）】

②実施主体

・事業者（セルフコントロール）

③手続き、手法

〇第三者の意見を聴取：外部手続き（住民、市町、都道府県）

〇情報を公開・共有：方法書・準備書・評価書

〇技術的手法：調査・予測・評価

④結果の活用

〇許認可等への反映　←　環境大臣意見

⑤制度の持つ機能

〇より良い環境のための望ましい政策の選択

〇選択の正当性の説明

〇社会的合意の形成への努力

アセス法の手続の流れ

環境影響評価支援
ネットワークHPより

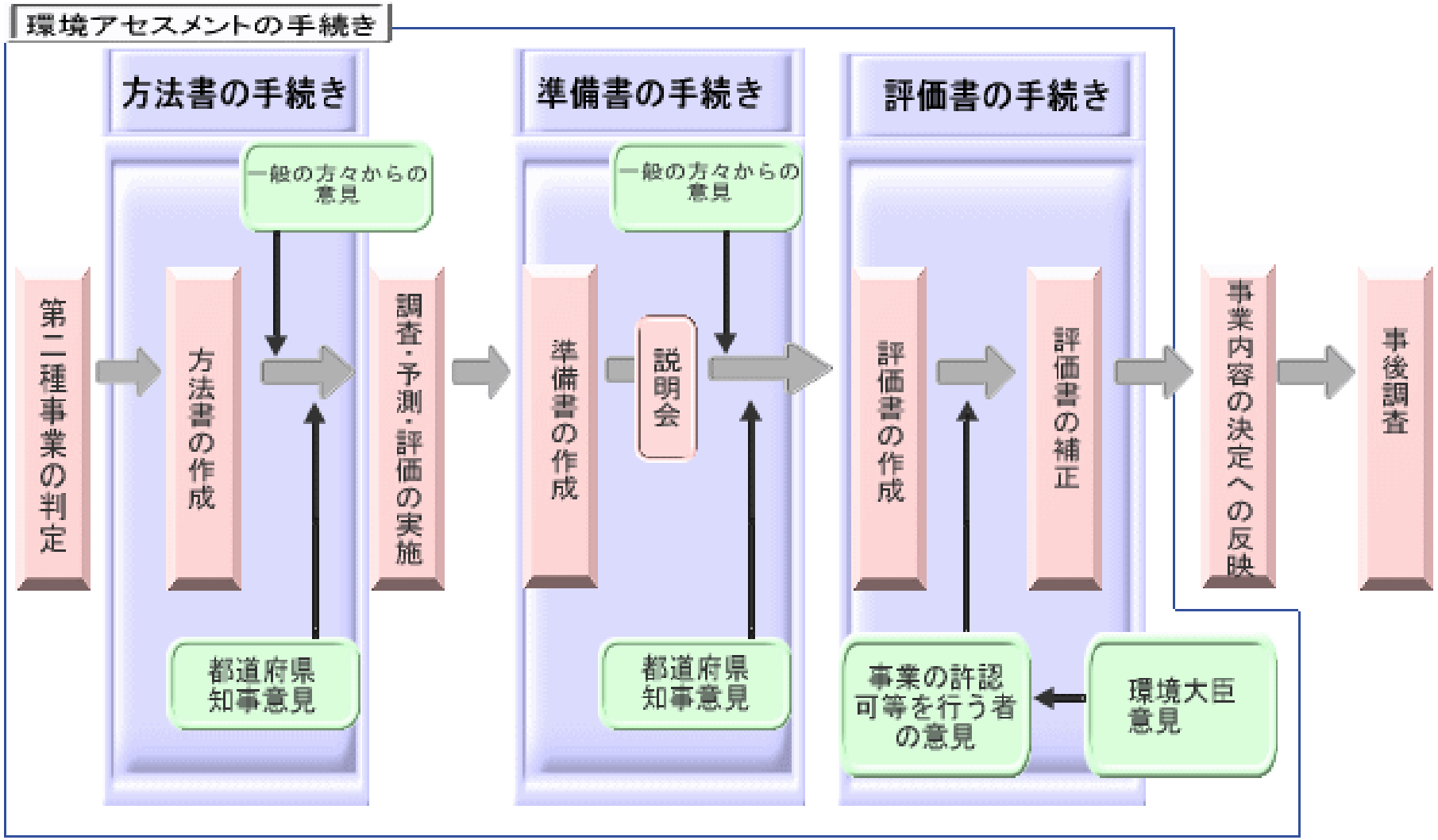

方法書の手続き

環境影響評価支援
ネットワークHPより

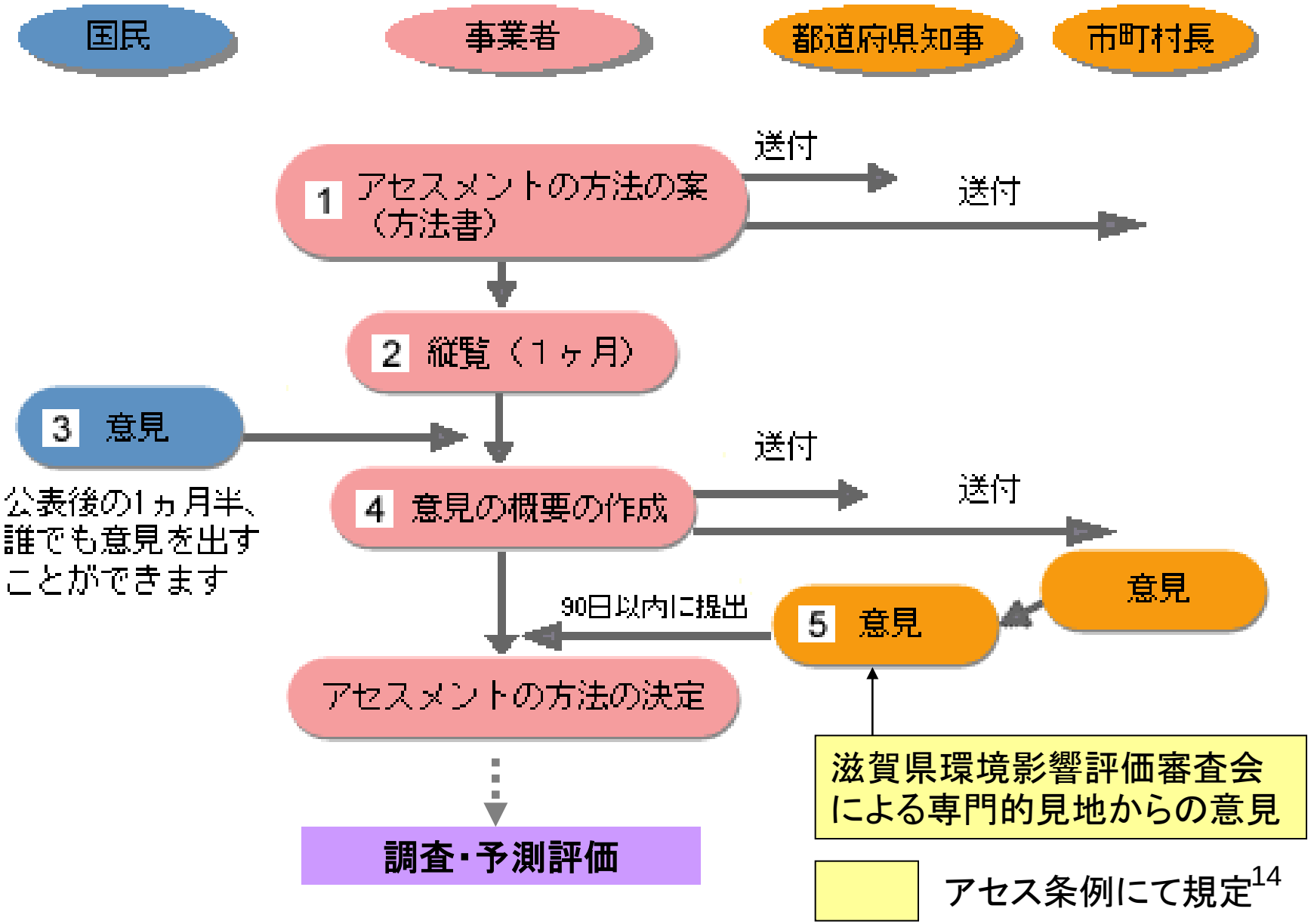

準備書・評価書の手続き

環境影響評価支援
ネットワークHPより

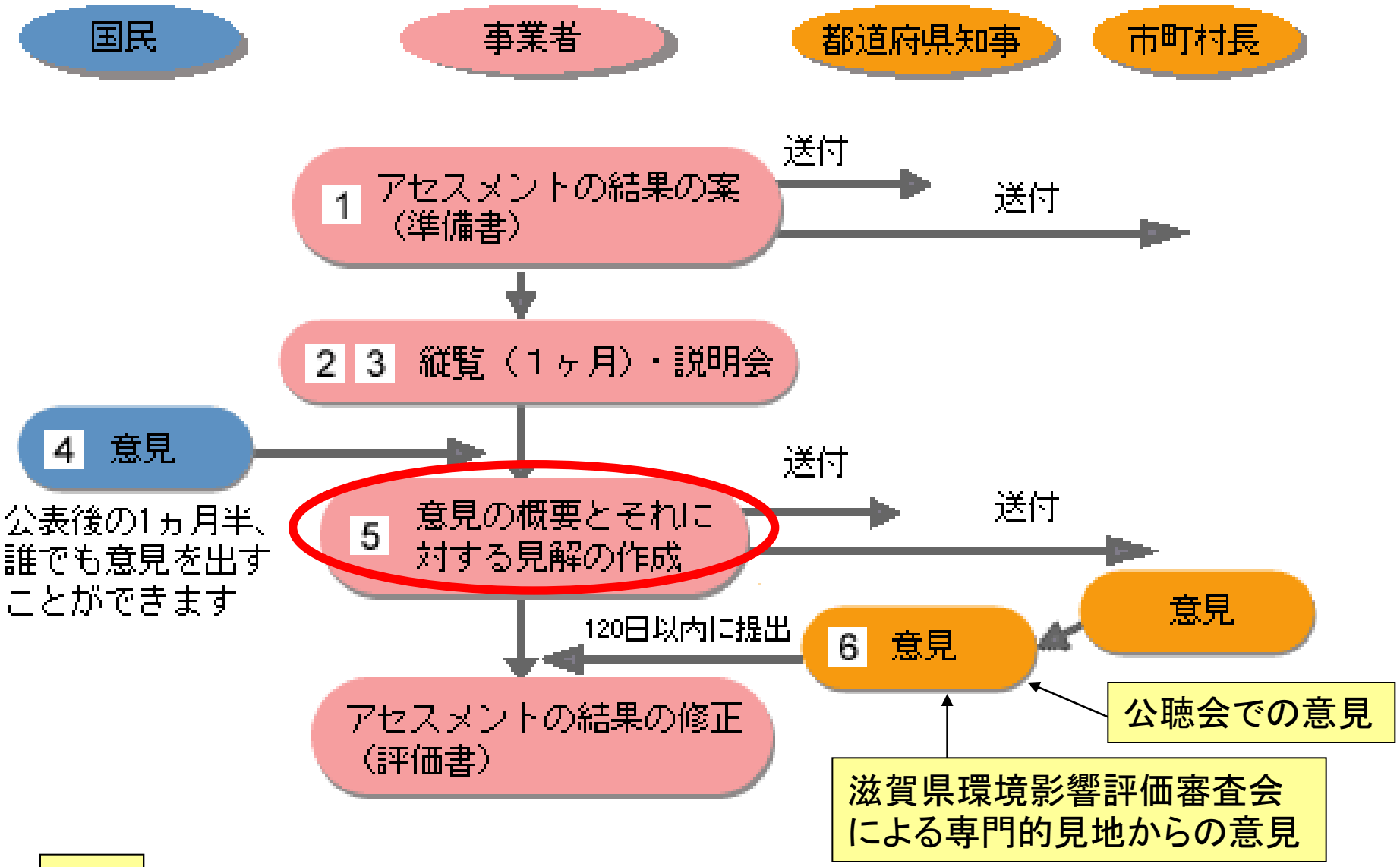

アセス条例にて規定

事業内容の決定への反映

環境影響評価支援
ネットワークHPより

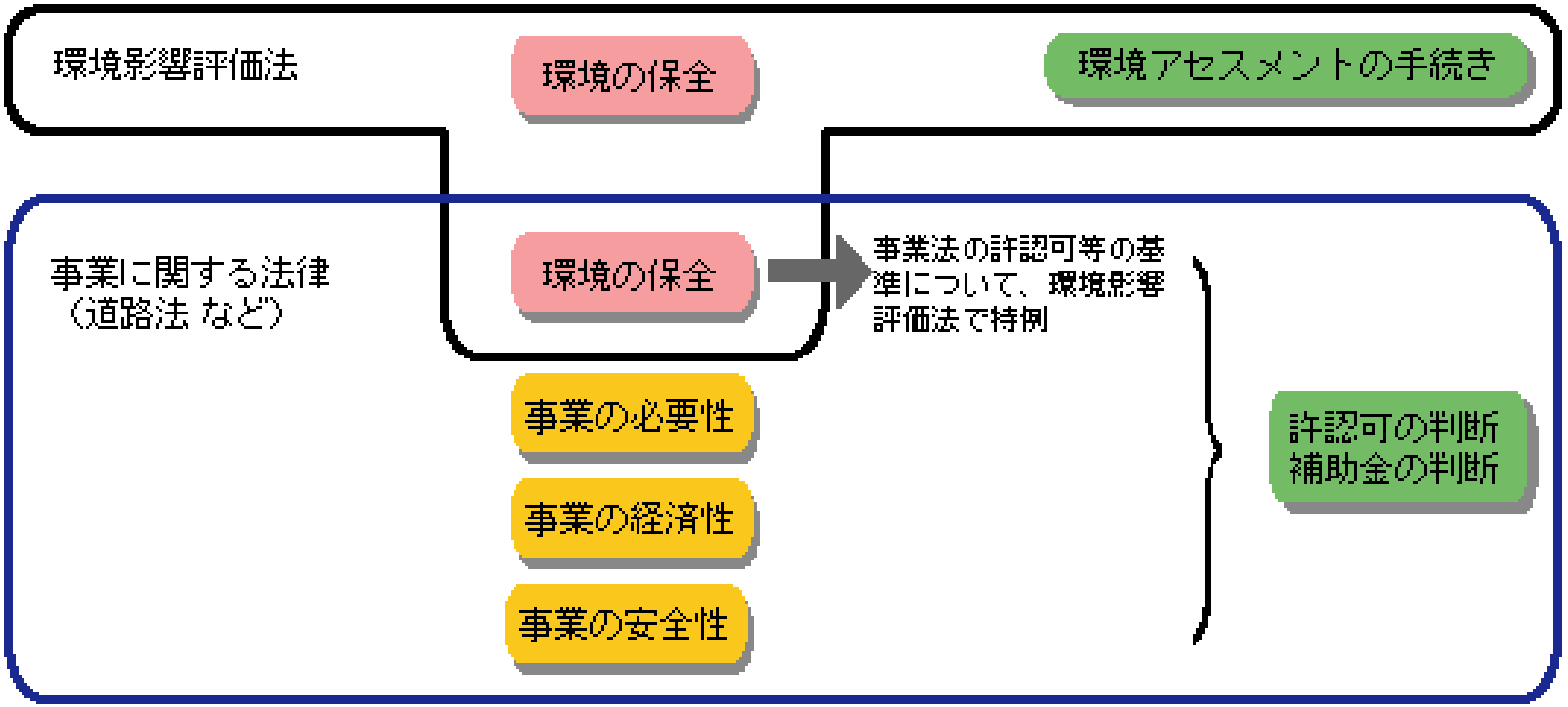

許認可等における環境保全の審査（横断条項：アセス法第33条から第37条）

○許認可等権者は、許認可等の審査に当たり、評価書の記載事項に基づいて対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行わなければならない。

○審査の結果、許認可等そのものの根拠法令の規定に拘わらず、免許等を拒否する処分を行ったり、環境保全上の条件を付することができる。

アセス法とアセス条例との関係（1）

【アセス法（抜粋）】

第61条　この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

１　第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項

２　第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）

第62条　地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

アセス法とアセス条例との関係（２）

【アセス条例】

〇法対象事業以外の事業についてのアセス手続を規定

〇法対象事業については、法手続についての追加手続を規定

・準備書手続における公聴会開催

・法対象事業に対する知事意見の形成に関する手続（滋賀県環境影響評価審査会への意見照会）

・事後調査結果の報告・縦覧の手続

４．滋賀県環境影響評価条例（アセス条例）の制度の概要

【制度の基本的考え方】

〇アセス法と同様

【アセス法との違い】 比較表

〇対象事業の規模・種類

・法対象事業に比べて小規模な事業が対象事業

・事業種の違う事業が対象事業
（土石・砂利採取事業、第二種特定工作物、工場等の建設）

・実施主体、許認可等の権限による区別なし

・第二種事業に係る規定（判定手続）なし

〇手続の内容

・準備書手続における公聴会開催規定

・知事意見の形成に際して滋賀県環境影響評価審査会への意見照会

・事後調査結果の報告・縦覧の手続

アセス法とアセス条例の対象事業の違い（イメージ）

例）宅地の開発事業

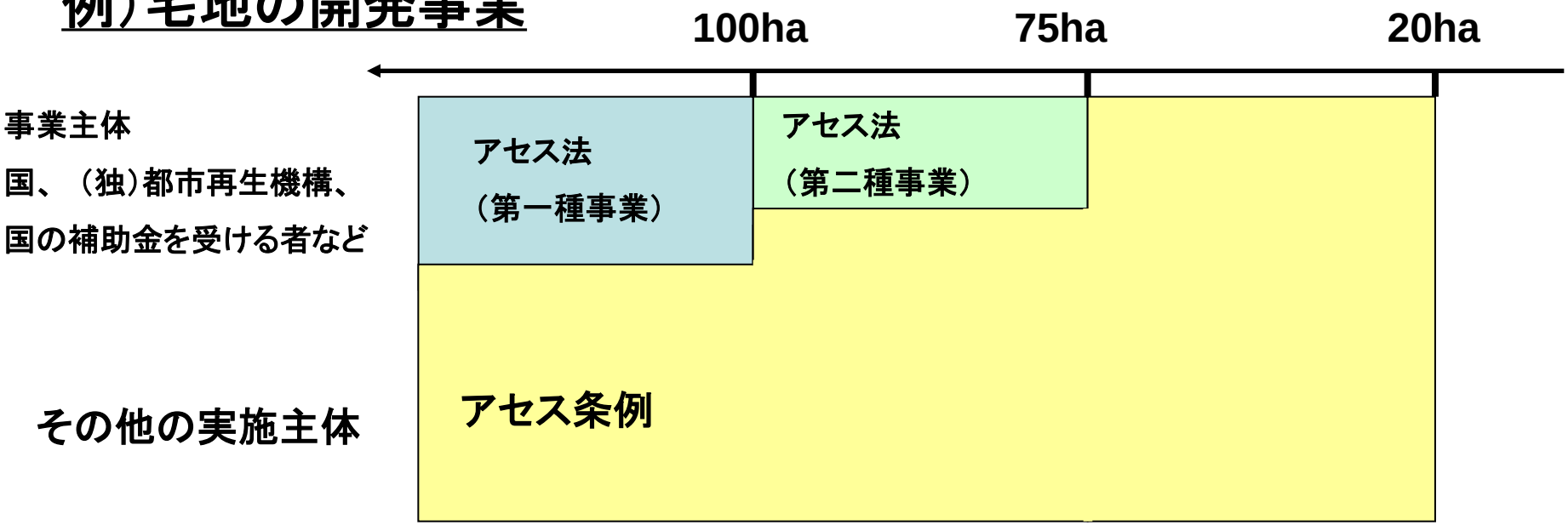

例）廃棄物焼却炉設置の事業

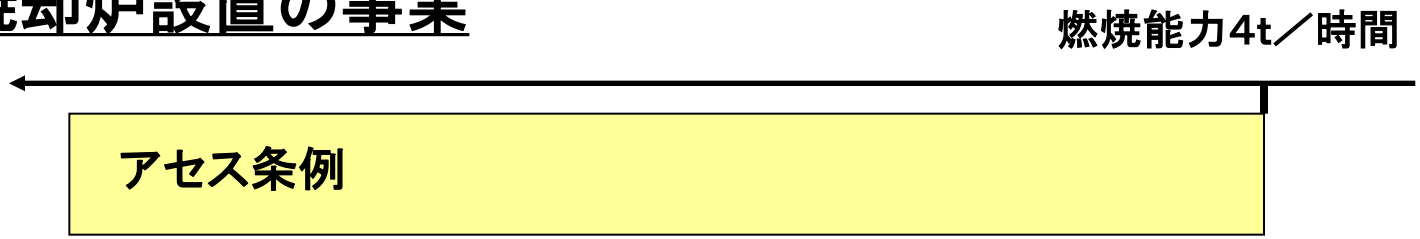

アセス条例の手続の流れ

環境影響評価支援
ネットワークHPより

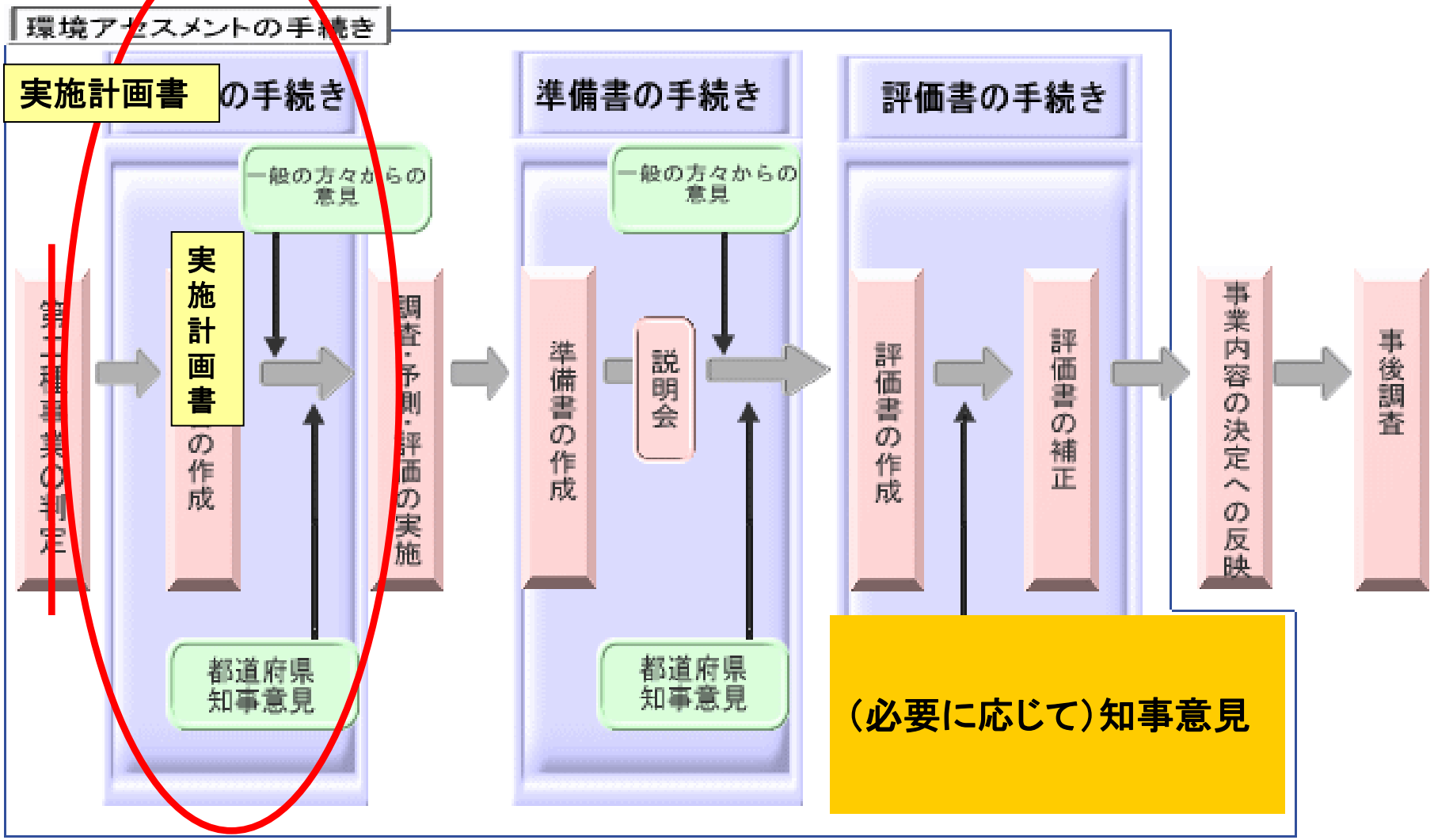

実施計画書の手続き

環境影響評価支援
ネットワークHPより

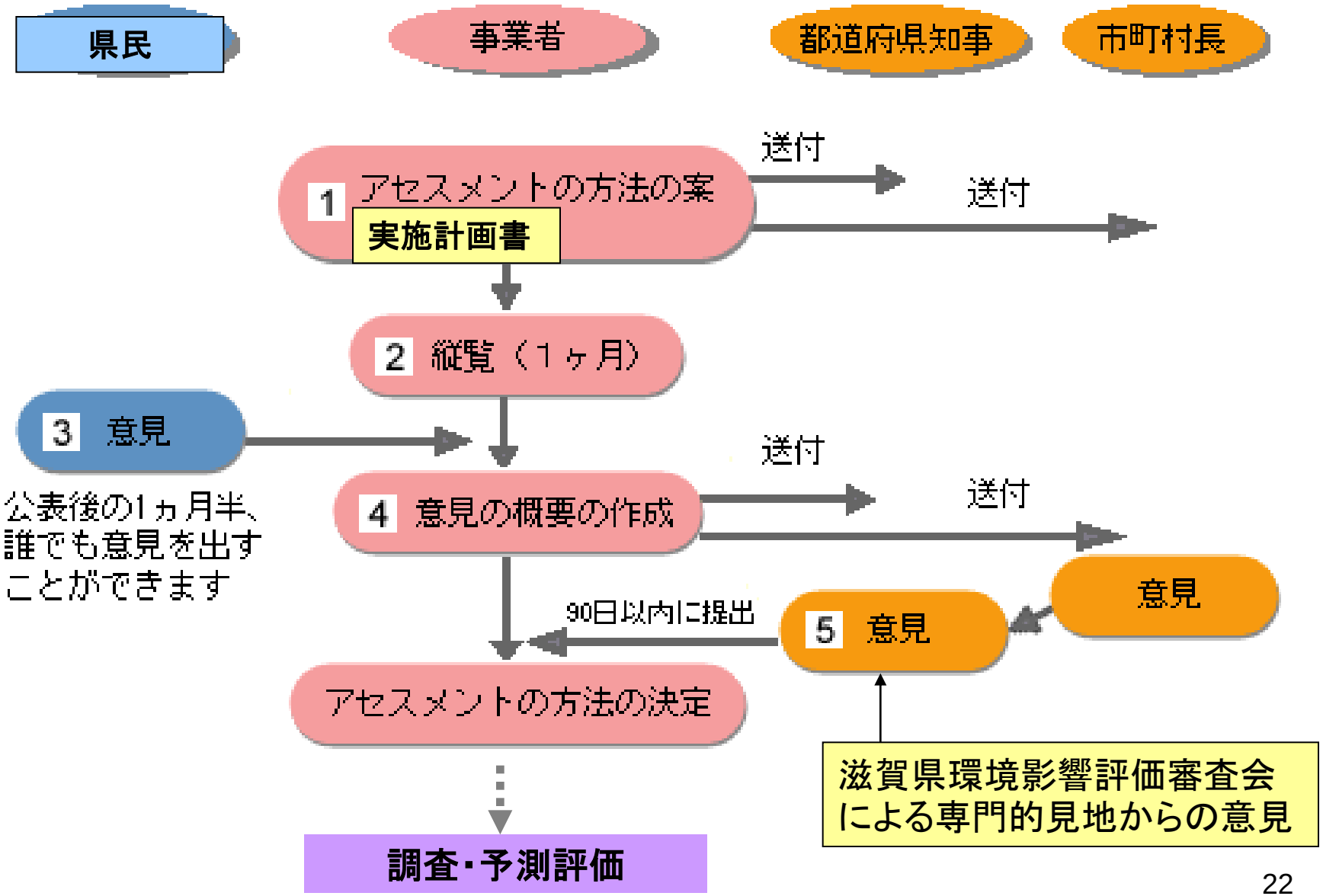

○縦覧について

県庁県民情報室
県の環境・総合事務所
市町役所、支所
事業者の事務所

＋

（追加）
・インターネットで公開
・図書の貸出　など

○公告について

滋賀県公報
官報
市町の広報・公報
日刊新聞紙
県、市または町の掲示板

＋

（追加）
・インターネットで公開
・地域での周知
・記者への資料提供　など

○滋賀県環境影響評価審査会

・滋賀県環境影響評価条例に基づき設置

・知事の諮問に応じて、環境影響評価に係る技術的な事項　を調査審議

・委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから任命。

・現在の委員数は、12名（最大20名）。

・分野：大気、水質、騒音・振動、地形・地質、動物（哺乳類、鳥類、水生生物）、植物、廃棄物、景観、文化財、伝承文化

・通常の開催回数

　計画書2回、準備書３～４回

準備書・評価書の手続き

環境影響評価支援
ネットワークHPより

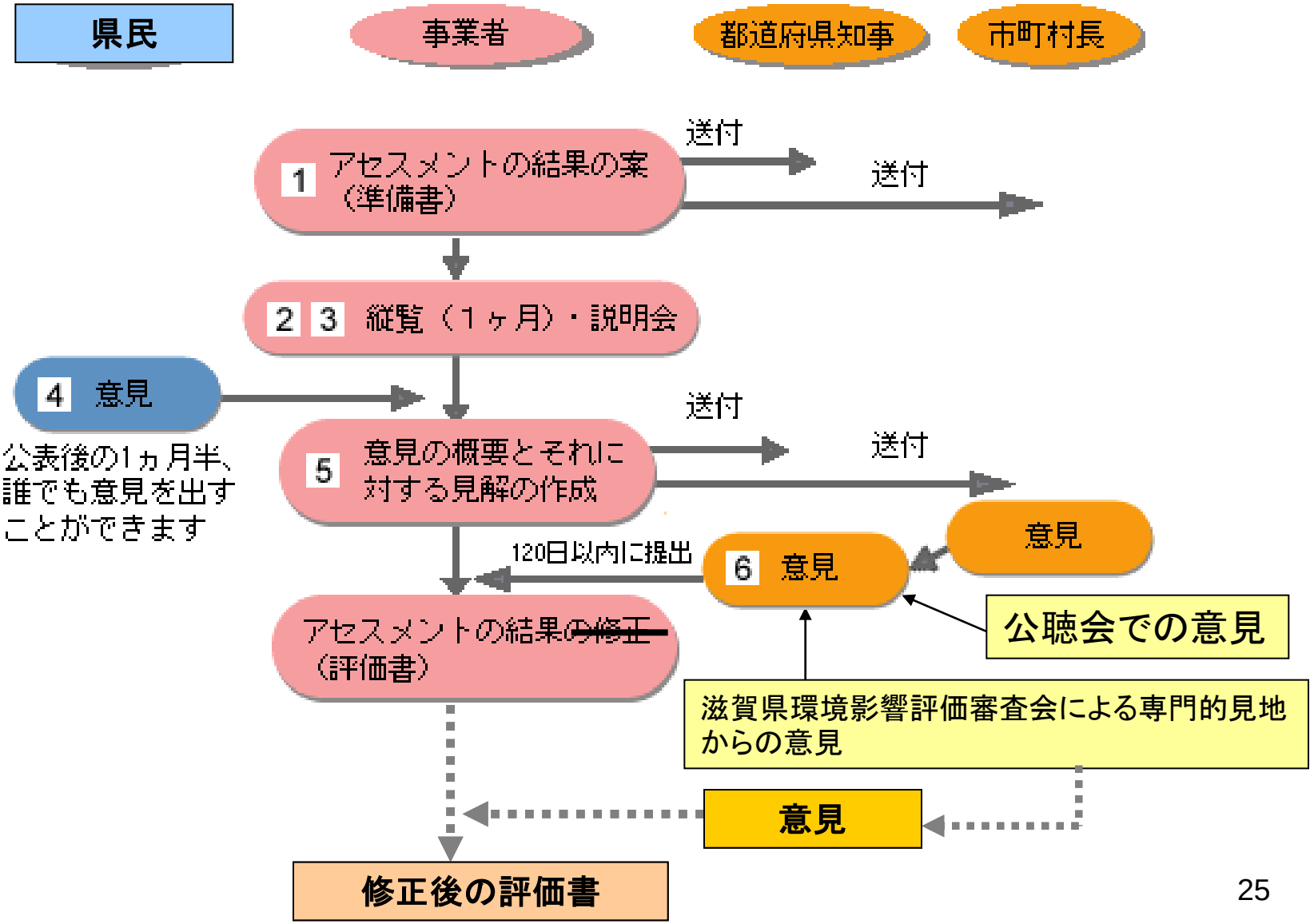

○公聴会

・準備書に対する意見書が提出された場合、県が開催する。

・準備書、準備書に対する意見に対する事業者の見解について環境の保全の見地からの県民の意見を聴く。

・意見を述べようとする者は、事前に意見の要旨等を県に提出。

・公聴会で述べられた意見は、準備書に対する知事意見の形成に際して配意する。

知事意見の例

【準備書における環境保全措置】

事業予定地内に生息する希少種の生息場所として、沈砂池を活用して保全を図る。

【準備書に対する知事意見】

希少種に対する環境保全措置として、沈砂池を活用することについての妥当性を再検証すること。

【評価書における環境保全措置】

事業予定地内の別の場所に、希少種の生息場所のための池を整備し、保全を図る。

事業内容の決定への反映

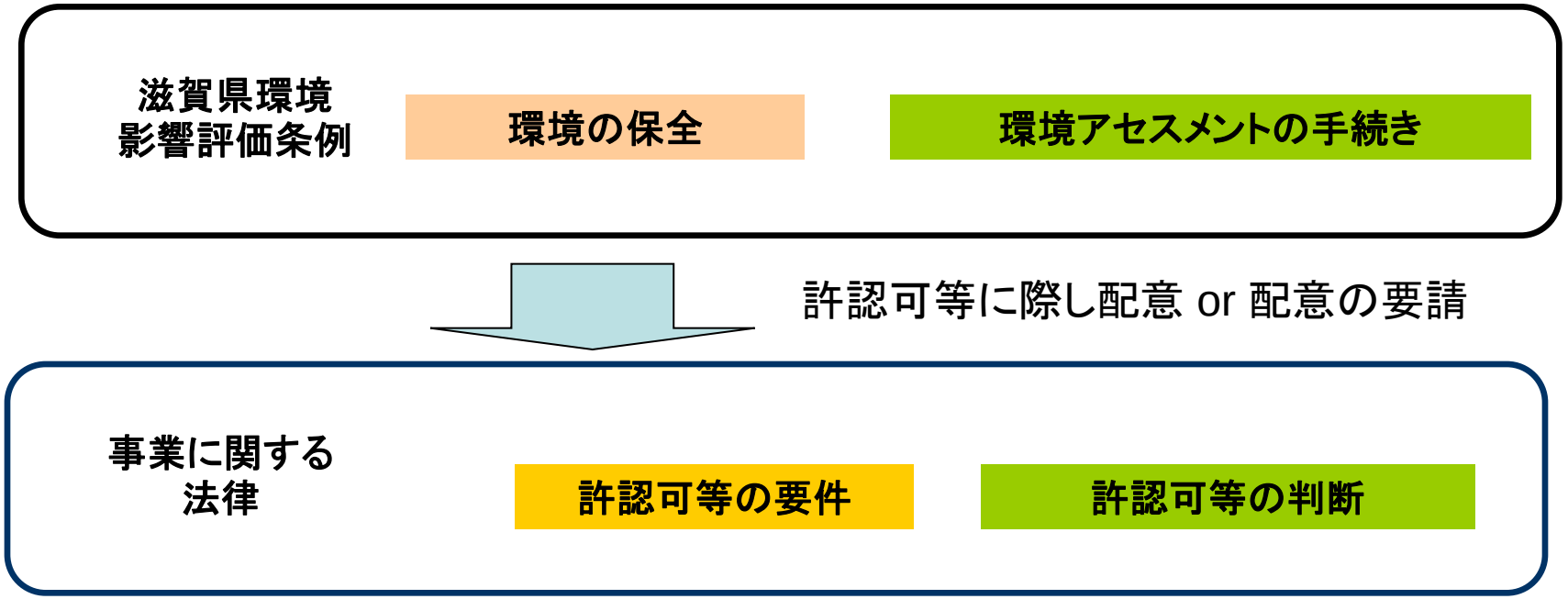

アセス条例（抜粋）

（許認可等に当たっての評価書の内容の配慮）

第29条　知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、免許、許可、認可、届出その他の行為（法令または条例の規定に基づくものであって、規則で定めるものに限る。以下「許認可等」という。）を要することとされている場合において、当該対象事業に係る許認可等の権限を有するときは、当該許認可等に当たり、評価書の内容について配慮するものとする。

２　知事は、前項に規定する場合において、許認可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等を行う者に対し、評価書の写しを送付し、当該許認可等に当たり、評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

アセス条例の手続の流れ

環境影響評価支援
ネットワークHPより

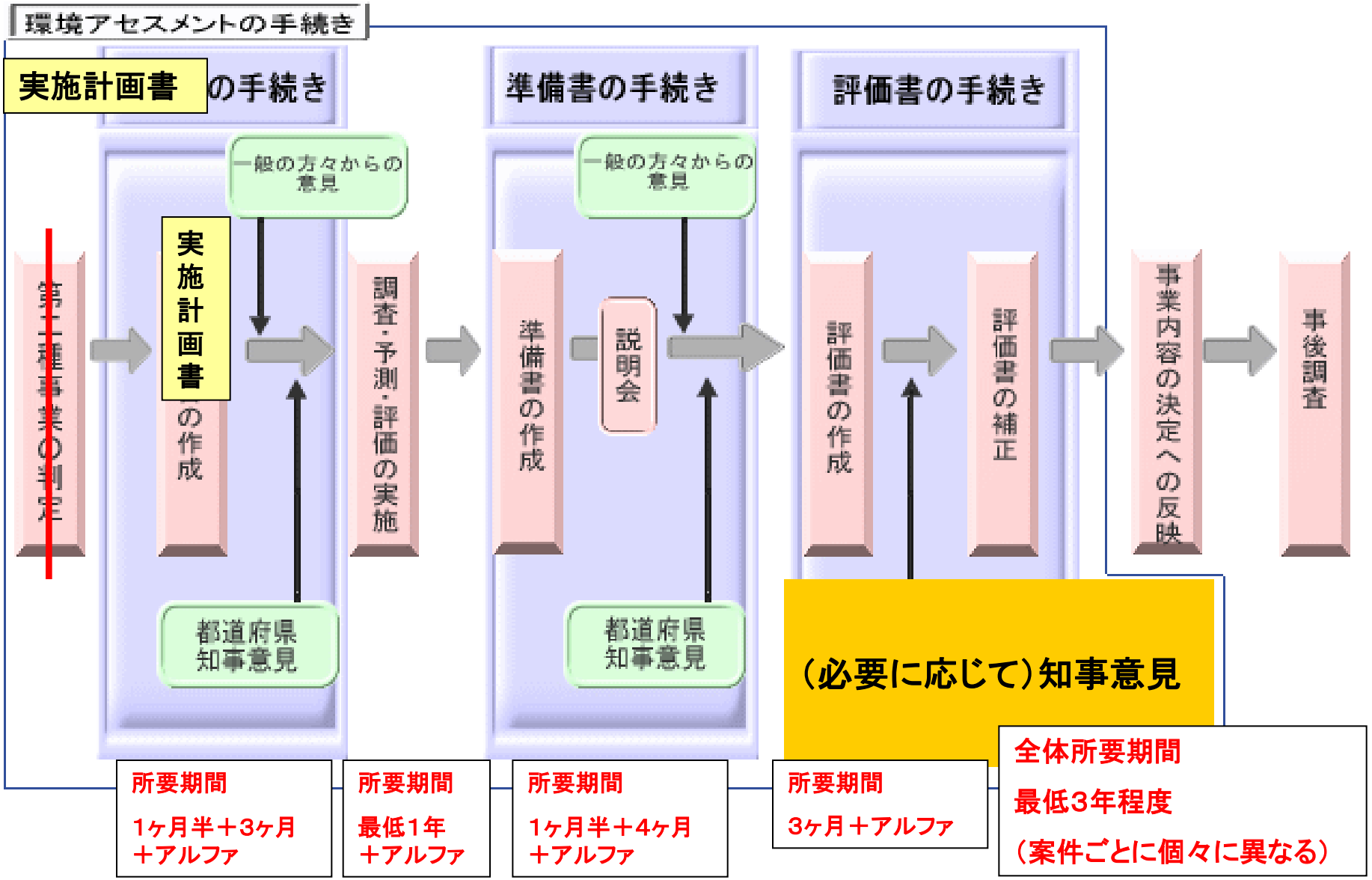

調査・予測評価について

【基本的な考え方】

○アセス法に規定する基本的事項

○　　〃　　主務省令

（アセス条例では、滋賀県環境影響評価技術指針）

【調査・予測評価の手順】

○事業特性、地域特性の把握

○各環境要素の予測評価に必要な調査の実施

（項目、方法、範囲、地点、時期の選定）

○各環境要素ごとの予測評価の実施

○環境保全措置の検討

○事後調査の必要性の検討

事業特性および地域特性とは？

【事業特性】

事業の種類・内容、事業位置、事業規模、工事の内容、事業スケジュールなど

【地域特性】

（自然的状況）

各環境要素に係る情報

（例）環境白書等の環境情報・生物の生息状況

（社会的状況）

・人口、産業の状況、土地利用の状況、

・周辺での水利用の状況、交通の状況、

・学校、病院等環境保全上の配慮が必要な施設の状況、

・下水道、ごみ処理施設の整備の状況、

・環境保全を目的とする法令の適用状況

環境要素とは？

【環境の自然的構成要素の良好な状態の保持】

・大気環境：大気質、騒音、振動、悪臭
その他（アセス条例では、気象、低周波音、電波障害を規定）

・水環境：水質、底質、地下水、その他（水循環、温排水）

・土壌環境：地形・地質、地盤、土壌質

・その他　：光害、記念樹等

【生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全】

・植物、動物、生態系

【人と自然との豊かな触れ合い】

・景観、触れ合い活動の場

【環境への排出】

・廃棄物、温室効果ガス等

【アセス条例独自の要素】

・文化財、伝承文化

具体例

評価の考え方

【目標クリア型】

一定の固定的な目標（環境基準など）が達成されるか否か

【ベスト追求型】

実行可能な範囲で環境への負荷をできる限り低減させる視点

環境への影響をできる限り回避低減するものかどうかを評価

・複数案の比較検討

・一定の固定的な目標（環境基準など）が達成されるか否か

環境保全措置の検討と事後調査

回避または低減　→　代償の順で措置を検討

（例）場所の変更（回避）、規模の縮小（低減）、生物の移植（代償）

環境保全措置の実施案の選定

・実行可能なより良い技術の観点から比較検討

（保全措置の効果、コスト等から複数案を検討）

事後調査の実施

・予測の不確実性が大きい項目について環境保全措置を講ずる

・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等

→結果を踏まえて必要に応じ追加対策を検討

５．滋賀県における環境アセスの実施状況

①これまで環境アセスの手続が行われた件数

　　75件（S56～）（廃止、手続中のものを含む）

②県アセス要綱に基づくもの

　　62件（S56～H11.6.12）

③アセス条例に基づくもの

　　13件

（H11.6.12以降に評価書の公告等が行われたもの）

④アセス法に基づくもの

　　０件

（アセス法制定以前の、国アセス要綱に基づくもの
３件）　　＊②と重複

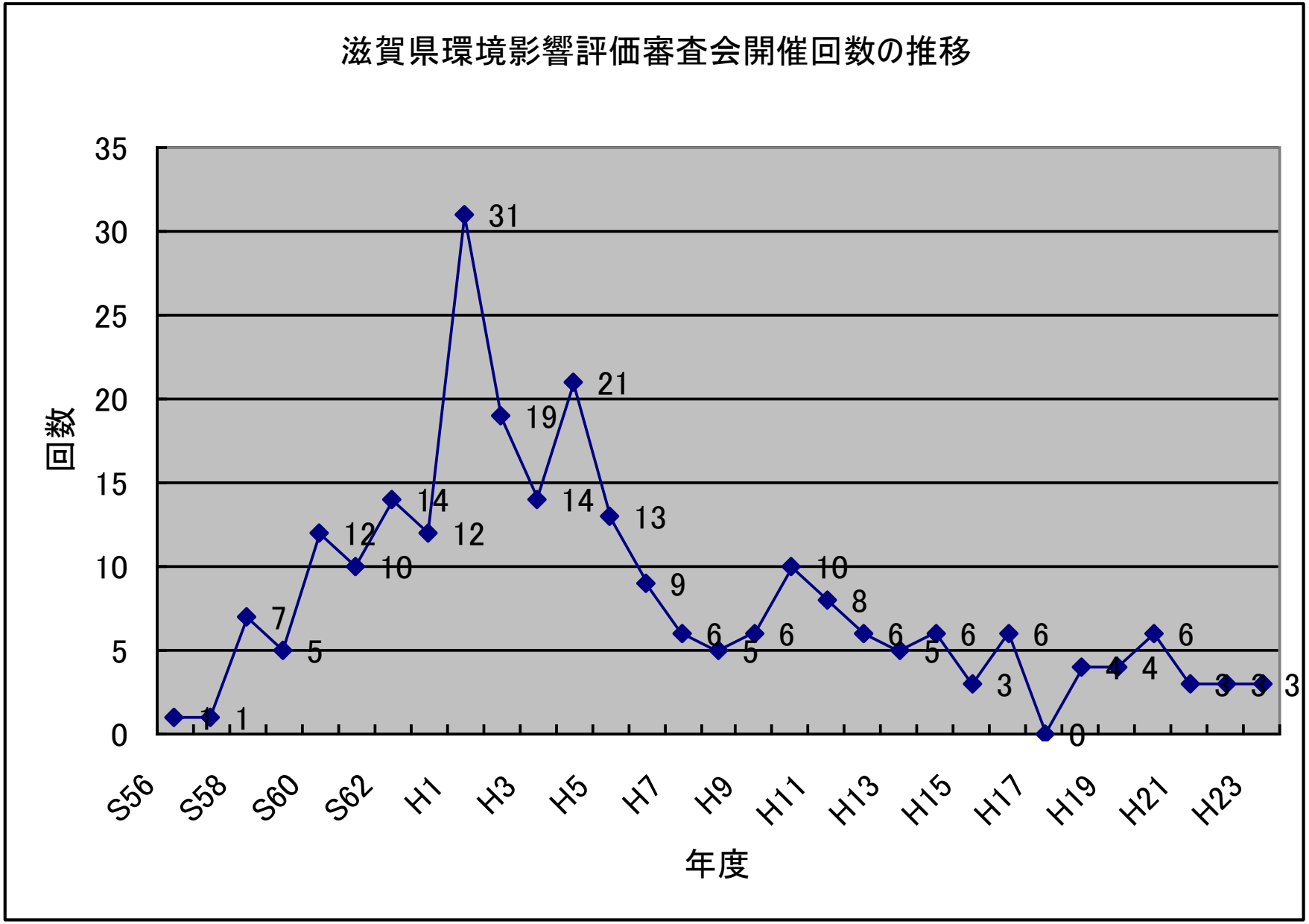
滋賀県環境影響評価審査会開催回数の推移
回数
年度
35
30
25
20
15
10
5
0
S56
S58
S60
S62
H1
H3
H5
H7
H9
H11
H13
H15
H17
H19
H21
H23
1
1
7
5
12
10
14
12
31
19
14
21
13
9
6
5
6
10
8
6
5
6
3
6
0
4
4
6
3
3
3

６．参考
「環境アセスメント」と称される手続について

○滋賀県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

○環境影響評価法に基づく環境影響評価

○廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく
　生活環境影響調査

○滋賀県自然環境保全条例に基づく協定締結に際しての調査

など・・・・

【生活環境影響調査（1）】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

〇（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第九条の三　市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

【生活環境影響調査(2)】

環境省

| 詳細検索 | 環境省のご案内

| HOME | トピックス | 新着情報 | 報道発表 | 窓口案内 |

環境省 > 法令・告示・通達 > 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について

法令・告示・通達

【 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について 】

公布日: 平成18年09月04日
環廃対060904002号・環廃産060904004号

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長あて)

廃棄物行政については、かねてから御尽力頂いただいているところであるが、今般、平成10年10月30日付け衛環第88号をもって通知した「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について」について、その発出から8年近くが経過し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の一部を改正する石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(平成18年法律第5号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第250号。以下「改正政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成18年環境省令第7号。以下「改正省令」という。)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成18年環境省令第23号。以下「改正規則」という。)が施行されたことを踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を取りまとめたので通知する(なお、本通知の発出時点において、改正政令、改正省令及び改正規則は未だ全部施行されていないが、本通知においては改正政令、改正省令及び改正規則による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。)。

ついては、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願うこととし、平成10年10月30日付け衛環第88号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

【生活環境影響調査（3）】

第1章　序章

1.　本指針の策定の背景と目的

（中略）

生活環境影響調査は、許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

設置者は、生活環境影響調査の結果により、施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画を検討、作成し、申請書に記載するとともに、生活環境影響調査書についても申請書とともに知事に提出するものである。

また、廃棄物処理施設のうち、焼却施設及び最終処分場については、申請書提出後、知事により申請書及び生活環境影響調査書が縦覧され、住民、市町村長の意見聴取、専門家の意見聴取等の手続が行われることとなる。

【生活環境影響調査(4)】

第2章　焼却施設の生活環境影響調査手法

1.　調査事項

　焼却施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、生活環境影響調査項目を選定する。標準的な例を表2－1のマトリックス表に示す。

表2－1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		＼ 生活環境影響要因 / 生活環境影響調査項目 ＼	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO_2)	○				
		二酸化窒素(NO_2)	○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素(HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目　注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)	○			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		○			
		浮遊物質量(SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目　注)		○			

【生活環境影響調査(5)】

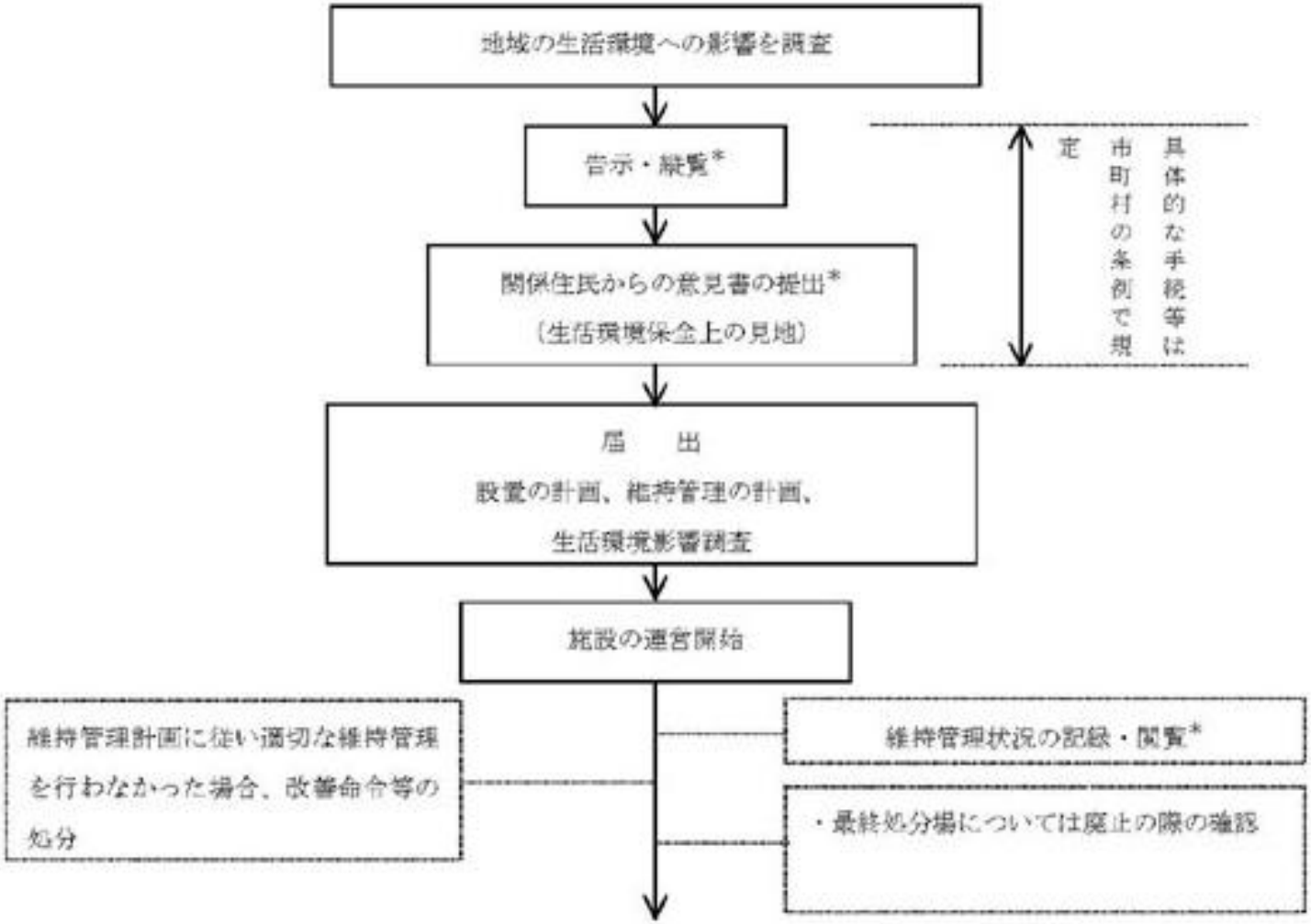

注)＊印の手続を行う施設の種類は市町村が条例で定める。
図1－2 廃棄物処理施設の設置手続きフロー
(市町村が設置する一般廃棄物処理施設の場合)

【生活環境影響調査（6）】

第1章4．留意事項

(3) 法及び条例に基づく環境影響評価との関係について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく評価書、または地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えない。

↓

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）を生活環境影響調査書とすることが可能。

【自然環境保全協定に際しての調査（1）】

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）

（自然環境保全協定の締結）

第23条　事業者は、ゴルフ場の建設、宅地の造成その他の土地の形質の変更または土石の採取、鉱物の掘採もしくは工作物の設置であつて、その規模が規則で定める基準を超える行為をしようとするときは、あらかじめ、知事と自然環境の保全のために必要な事項を内容とする自然環境保全協定を締結するものとする。

２　知事は、前項の規定により協定を締結したときは、当該協定の内容を公表するものとする。

【自然環境保全協定に際しての調査（2）】

（自然環境保全協定を締結する行為の基準）

第18条　条例第23条第１項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる規模であつて、知事が自然環境保全協定を締結する必要があると認めるものとする。

(1)　ゴルフ場の建設、宅地の造成その他の土地の形質の変更にあつては、当該行為に係る計画の総面積が1ヘクタール以上となるもの

(2)　土石の採取または鉱物の掘採にあつては、当該行為に係る計画の総面積が1ヘクタール以上となるもの

(3)　工作物の設置にあつては、当該行為によつて周囲の自然環境に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

各手続きの対象とする環境要素の比較

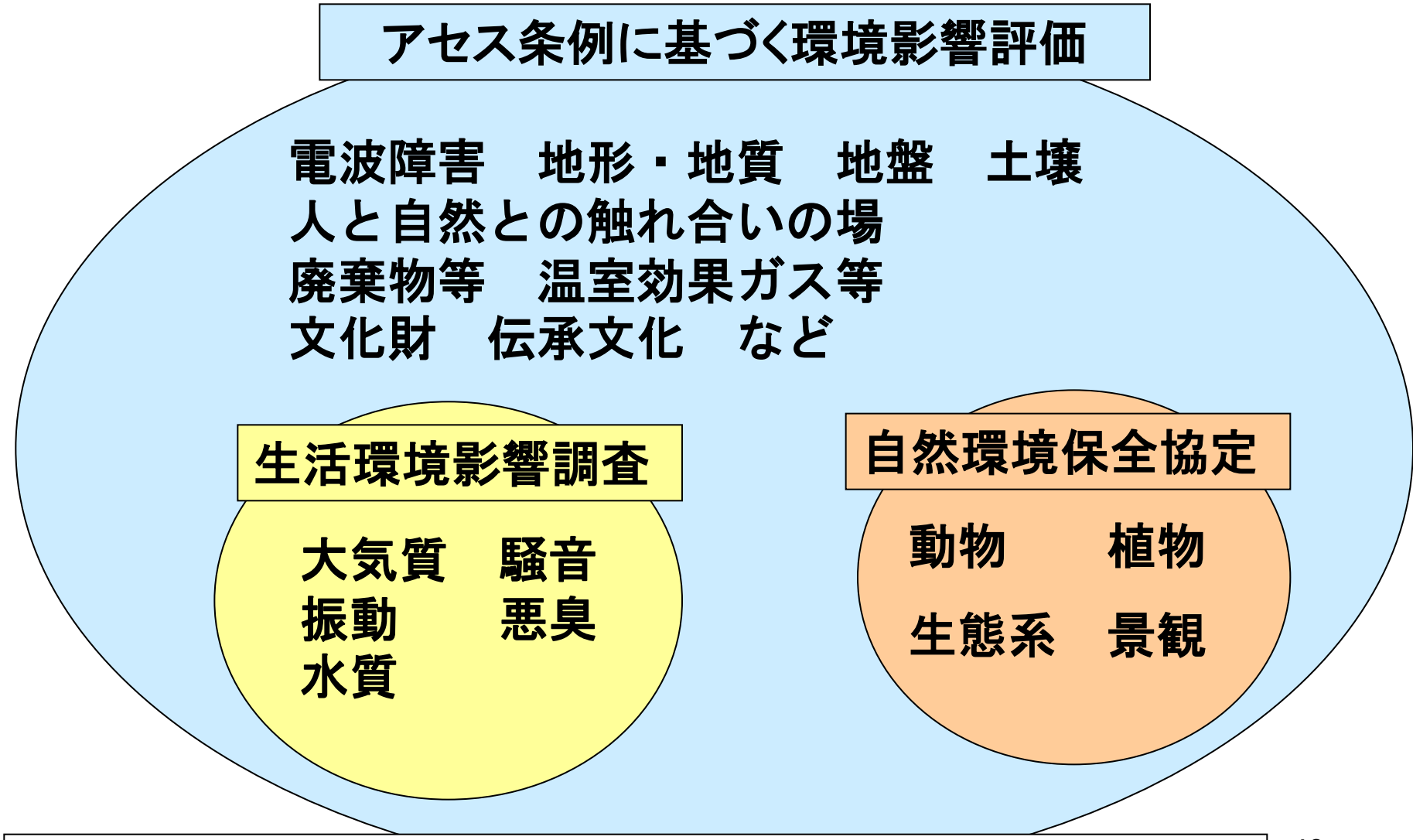

＊アセス条例に基づく対象事業の場合、アセスの結果を活用することが可能

【トピックス】環境影響評価法の改正について

アセス法抜粋

附則第７条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- **環境影響評価制度総合研究会（H20.6～H21.7）**
- **中央環境審議会総合政策部会**
  環境影響評価制度専門委員会（H21.9～H22.1）

- **中央環境審議会答申（H22.2.22）**
  「今後の環境影響評価の在り方について」

・アセス法の一部を改正する法律案の閣議決定（H22.3.19）

・アセス法の一部を改正する法案公布（H23.4.27）

【主な改正点】

（1）交付金事業を対象事業に追加

（政令改正：風力発電所の事業を対象事業に追加）

（2）計画段階配慮書の手続の新設

（3）方法書における説明会の開催の義務化

（4）電子縦覧の義務化

（6）環境保全措置等の公表等の手続の具体化

環境省HP

報道資料より

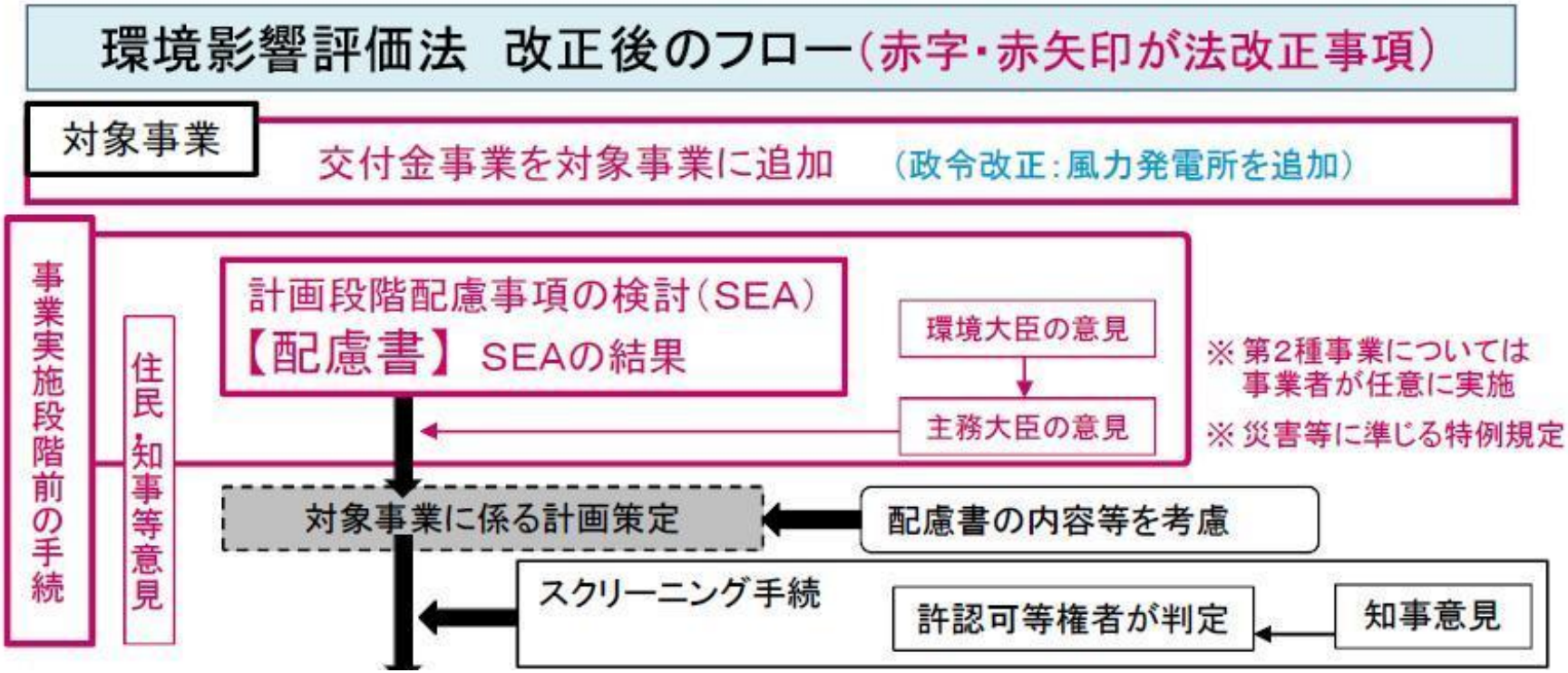

施行日：　配慮書手続きに関するもの　平成25年4月1日

交付金事業の対象事業への追加　平成24年4月1日

風力発電所の対象事業への追加　平成24年10月1日

環境省HP

報道資料より

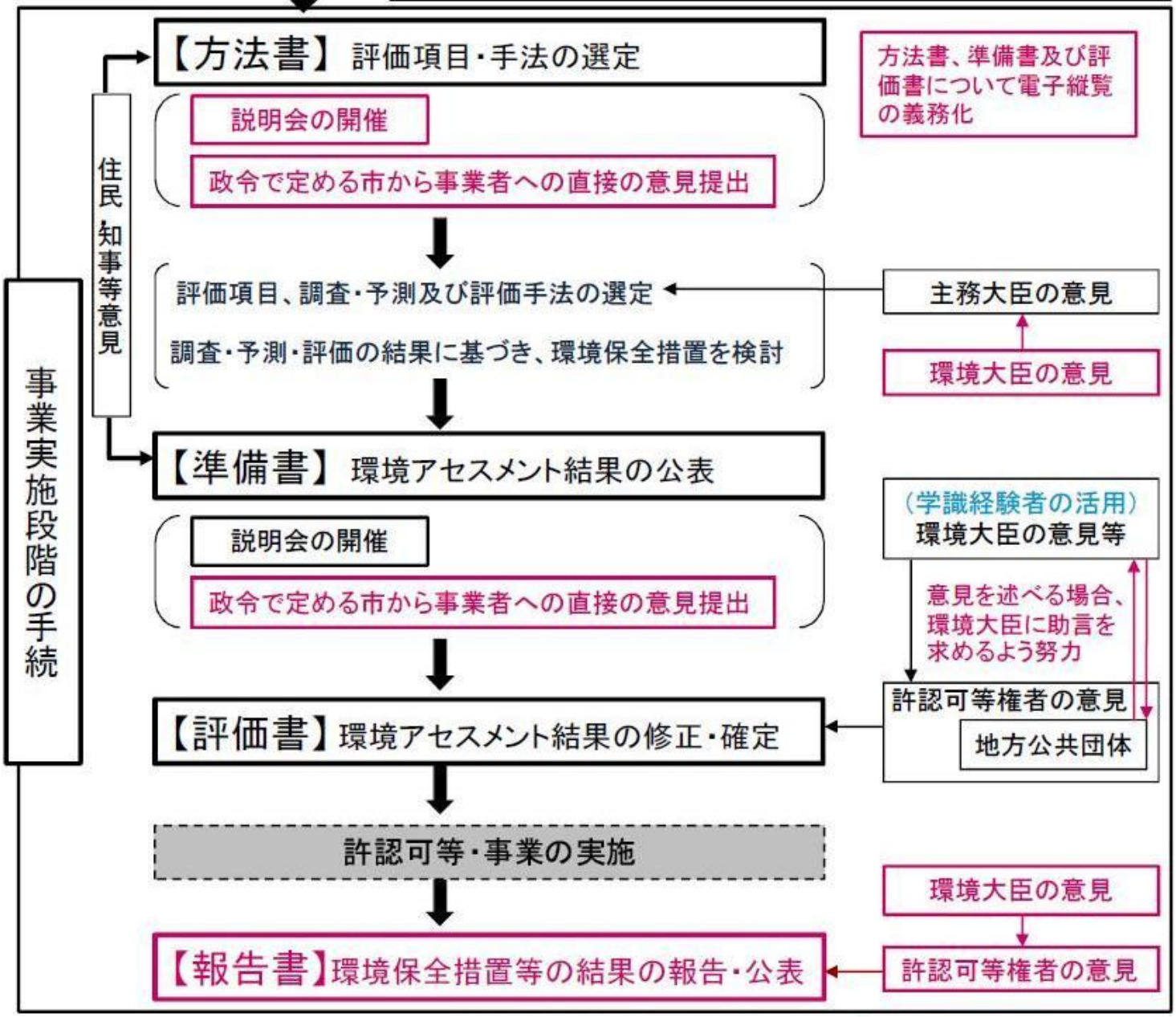

施行日： 報告書手続きに関するもの　平成25年４月１日

その他に関するもの　平成24年４月１日

【アセス関連ホームページの紹介】

http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture

トップページ | テーマから探す | サイトマップ |

サイト内検索 Google™ Custom Search 検索

ホーム > 組織から探す > 環境政策課 > 環境影響評価

更新日：2011年11月4日

環境影響評価

手続について

平成23年度

(仮称)創価学会滋賀メモリアルパークの環境影響評価準備書に対する知事の意見の意見について(H23.11.4)

http://www.pref.shiga.jp/shingikai/kankyo-eikyo/index.html

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture

トップページ | テーマから探す | サイトマップ |

サイト内検索 Google™ Custom Search 検索

ホーム > 審議会情報 > 琵琶湖環境部の審議会情報 > 滋賀県環境影響評価審査会

更新日：2011年10月25日

滋賀県環境影響評価審査会

開催案内

平成23年度

滋賀県環境影響評価審査会の開催について(平成23年9月30日(金曜日))終了

http://www.pref.shiga.jp/d/saisei/files/assess/shiga_assess_index.html